

京都市告示第 553 号

伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細い街路により形成される町並みの景観を保全し継承するため、建築基準法第 42 条第 3 項の規定による同条第 2 項に規定する道の中心線からの水平距離を第 1 のとおり指定し、京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例第 3 条第 1 項の規定による歴史的細街路を第 2 のとおり指定しましたので、告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18 年 3 月 30 日

京都市長 梶本頼兼

第 1 建築基準法第 42 条第 3 項の規定による同条第 2 項に規定する道の中心線からの水平距離を次のとおり指定する。

1 指定する道

京都市東山区祇園町南側の区域内における 9 路線（別図参照）

2 道の中心線からの水平距離

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道の指定時における道の中心線からその道の境界線までの水平距離。ただし、道の中心線からその道の境界線までの水平距離が 1.35 メートル未満の部分については、1.35 メートル。

3 指定年月日

平成 18 年 3 月 30 日

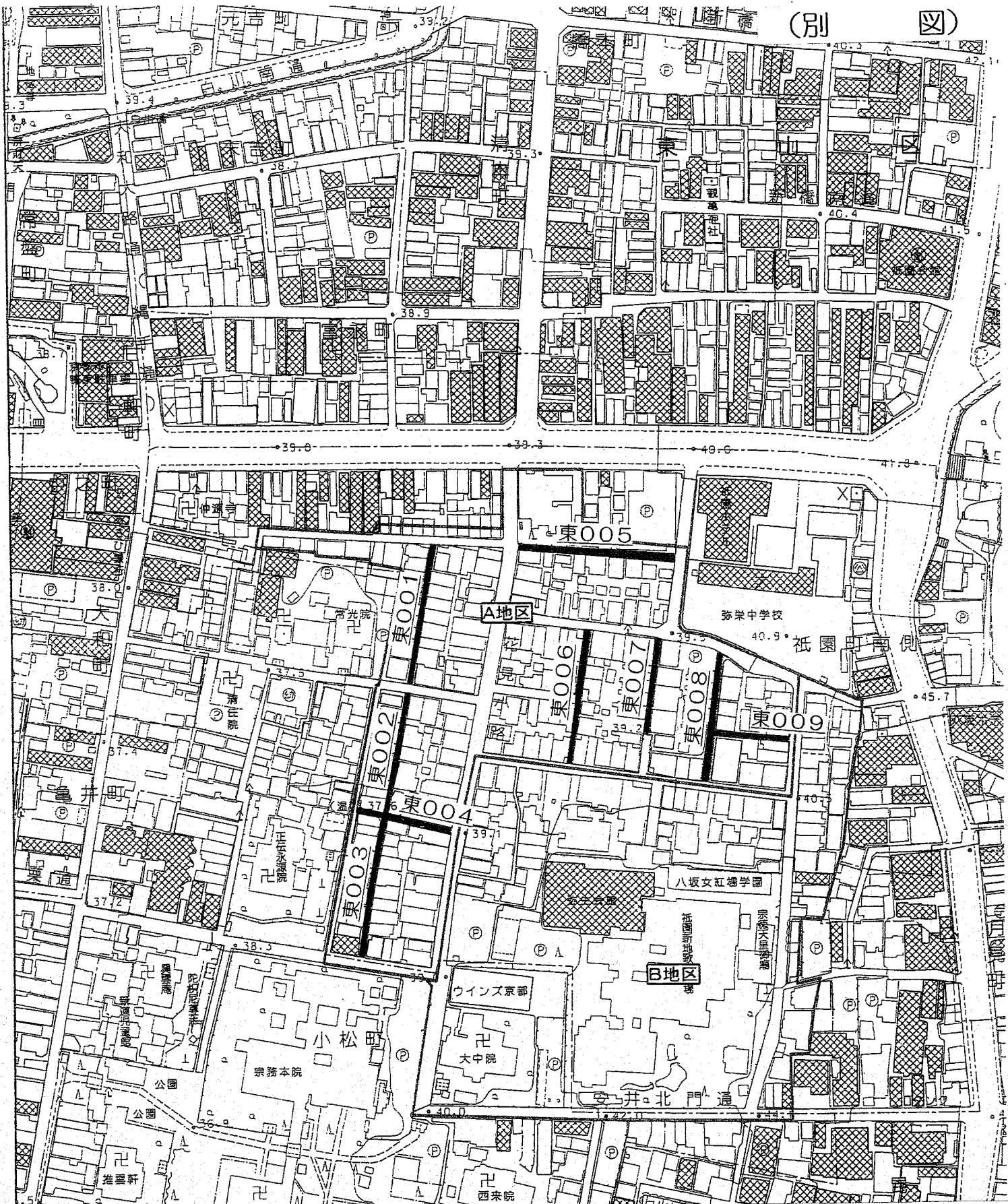
第 2 京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例第 3 条第 1 項の規定による歴史的細街路を次のとおり指定する。

1 指定する道路

第 1 により道の中心線からの水平距離が指定された道路

2 指定年月日

平成 18 年 3 月 30 日



(凡 例)



建築基準法第42条第3項の規定による同条第2項の規定による道の水平距離を指定した道及び京都市細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例第3条第1項の規定による歴史的細街路を指定した道